

高校教育の目的に関する一考察

佐々木 享

はじめに

高等学校への進学率は、高校発足以来一貫して上昇し、1974年にはついに90%を越えるに至った。義務教育となっていない高校教育にかくも多数の青少年が学んでいるという事実は、現代の教育学にかつて検討されたことのない性質の問題を豊富に提供していると考えられる。しかしこれまでのところ、高校教育が含む複雑で内容豊かな問題を分析検討する仕事は緒に付いたばかりのところである。本稿は、新制高等学校の目的に関して、一つの側面に限って検討しようとするものである。

現代日本における青年期教育の枢要な部分を占めている高校教育の目的に関しては、戦後改革で創出された学校体系における位置づけや、主として教育課程に規制されている高校教育の性格、さらに、現に青少年の9割以上が高等学校に進学しかつその大部分が卒業しており、また大学進学希望者がひじょうに多いなどの現実に照らして、理論的に検討すべき課題は甚だ多い。また、ある意味では当然のことながら、高校教育に関する政策や日々の教育実践の諸課題は、究極的には高校教育目的論に収斂されることになるとおもわれる。それだけに、高校教育の目的を、そのみをとりだして分析検討することには多大の困難が伴うことが予想されるのであり、高校教育の目的に関する研究が必ずしも多くない理由もこのような事情が関係しているものとおもわれる。

ここでは、多様な広がりや深さをもつ高校教育目的論のうちで、学校教育法第四十一条が簡潔に表現しているように、¹⁾「高等普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としていることに関連した問題、いわゆる高校教育の目的の二重性の理念と現実に限って検討してみたい。課題をこのように限定するのは、中等教育の目的の二重性という問題が教育学上の古くからの重要なテーマのひとつであったからでもあるが、そして、従来この中等教育の目的の二重性については、たとえば戦前の一つの到達点であった1943年の中等学校令がそうであったように、法令上は「高等普通教育」と「実業教育」とを「又ハ」で結びつけるのがつねであった

のだが、高校教育に関しては、両者を「及び」で結びつけ、このことよって中等教育の目的の歴史的な課題を達成することが企図されたようにおもわれるからである。²⁾この点から私は、高校教育において最も大きな部分を占めている普通科においては両者を併せ施すことが実現されていない事実について、とくに注意を喚起しないわけにはいかない。本稿の課題をこの二重性の問題に限定するのは、この事実の背景に、高校教育の局面に現われた現代日本の青年期教育の最も重要な課題の一つがひそんでいるようにおもわれるからである。

I

高校教育の目的を、高等普通教育及び専門教育を施すことにおいたのは、これにより、戦前、複雑に、正確に言えば差別的に分岐していた青年期の教育を単一の学校体系によって統一することが企図されたものと考えられる。すなわち、高校を中学校からすすみうる唯一の学校とし、かつ、すべての高校において高等普通教育と専門教育との両者をあわせ施すことよって、その高校のなかに、かつての中学校・高等女学校・実業学校等の間にみられた差別的な分岐（種別化）を廃棄することが企図されたとみられるのである。このことは、具体的には、高校の発足に先だつて制定された高等学校設置基準が、高校におかれる学科の種類を、「普通教育を主とする学科」と「専門教育を主とする学科」に大別していること、換言すれば、「普通教育だけの学科」とか「専門教育だけの学科」などの存在を認めていないことにしめされていると考えられる。

これにより、かつて「中等教育」とみなされることのなかった旧制のいわゆる中等程度の実業学校の伝統を引き継いで創出されるであろう学校が、中学校や高等女学校の伝統を引き継いで創出される学校とまったく同一の性格の高等学校として、つまり高等学校という中等教育機関として位置づけられることが企図されたのである。伝統的な中等教育観とは職業教育をふくまないことをむしろ中等教育の重要な特質のひとつと

してきたのであり — 実業学校を中等学校の一種とした1943年の中等学校令は戦前の唯一の例外であったが、この場合でも、実業学校と中学校とは別種の学校とされていたのだから —、ここには、革命的变化といっても過言ではないような中等教育観の転換があったのである。それだけに、この高校教育の理念の実現をはかることは、全国一斉に新制中学校を発足させることとは異った意味で困難な課題であった。その意味でいえば、等しく戦後改革で創出された学校でも、小学校、中学校、大学には引継ぐべきモデルなり準拠すべき手がかりがあったが、新制高校にはそれがなかったという指摘は正当である³⁾ととりわけ「高校教育の根本的な問題は普通課程（一般教育）と職業課程（職業教育）との統一をいかに達成していくかにある。これは、ある意味では世界史的な教育の課題だとわれわれは思う」という勝田守一の直截な指摘⁴⁾は重要である。そして、今日に至るまで、この課題が文教当局者や教育現場において、その重みにふさわしい程には自覚化されていないところに、今日の高校教育の困難が横たわっているようにおもわれる。

II

高校教育は高等普通教育と専門教育とを併せ施すことを目的としているという課題意識が、はじめから文教当局者に自覚化されていなかったわけではない。

たとえば、学校教育法制定後に刊行された最初の解説書とおもわれる⁵⁾内藤馨三郎『学校教育法解説』が上記の点につき、「これは法文の示すように高等普通教育と専門教育は必ず両者を併せ施さなければならないのであって、一方のみを施す高等学校は認められないのである」と明言していたのがそれである。⁶⁾しかもこの解説書は、進学指向の普通科が専門教育を忌避するであろうことを予測していたかのように、「従来の高等学校のように大学予科的な性格を持ち高等普通教育のみを施してきた特権的な高等学校を排除すること」をその理由のひとつにあげていたことは興味深い。もちろん、すべての高校が高等普通教育と専門教育とを等分に施さなければならないというのではなく、「重点の置き方によって各学校毎の相違があって差支えない」とされていたことはいうまでもない。

ついで1954年に刊行された天城勲による解説書はつぎのように述べている。⁷⁾内藤の解説との間に微妙なちがいがみられることに注意したい。すなわちここでは、「『高等普通教育及び専門教育』とあるが、立法当時の意図は（と、自らの課題としてではなく、よそごとのように述べられているのが特徴的である——

引用者）、高等普通教育と専門の教育の両者をば必ず併せ施さなければならないという趣旨であったようである。すなわち」と内藤の解説書から前掲部分を引用したのち、「従って法文上及びとあることと制定当時の意図から考えて、現行法上は高等学校は、高等普通教育と専門教育の両者を併せ施すことを目的としなければならないことになるであろう。」とつづけている。（傍点は原文のまま）

内藤の解説では、「及び」が必ずそうでなければならぬ趣旨の強行規定とされていたのであったから、天城の解説は後退したかにみえる。ここには当時の学習指導要領の影響や、当時の大部分の普通科が専門教育を実施していなかったという事情の影響をみることができよう。天城の解説はつづけて、つぎのようにのべていたのであった。

「高等学校設置基準によれば、高等学校の学科は、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科の二つに分かれる。この両者はそれぞれ主とするものであるから普通学科でも専門教育を行いうるし、又専門教育を主とする学科でも普通教育を行いうるようになっていくわけである。」（傍点は原文のまま）

ここでは、法律の趣旨は強行規定と解されるのに、法律としては下位法（省令）である高等学校設置基準が任意規定である（かの）ように解説されていることに注目しておきたい。

上掲書から4年後の1958年に刊行された有倉遼吉・天城勲『教育関係法Ⅰ』（学校教育法の担当は天城）の第41条の解説においては、次のようにのべられている。⁸⁾

「ここに留意すべき特色は、高等学校は『高等普通教育及び専門教育』を施すことを目的とすることである。それは高等学校が、学制上は大学へつづく学校ではあるが（56条）、性格として決して大学予科的なものでないことと、そのことは同時に新学制が高等学校それ自身を完成教育、特に中等教育の完了を意味して社会との直接的な接触を期しているがためである。高等学校設置基準によれば、高等学校の学科は普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科の二つに分れる。『主とする』のであるからいづれかに重点がおかれても必ず両者は併せ施されるわけである。なお、専門教育とは専門的知識及び技能を修得させる教育を意味するものである。」（傍点は原文のまま、下線は引用者）

ここに至って、天城のかつてのことばでいえば「制定当時の意図」をしめしていた内藤解説にみられた趣

旨は、たんに「及び」に傍点をつけて注意を喚起するにとどまり、それが「必ず両者を併せ施す」趣旨であることを下位法たる高校設置基準によって説明するところまで後退してしまったようにおもわれる。それでもなお、「及び」が高等普通教育と専門教育の両者を必ず併せ施す趣旨であることを明示していることは注目されてよい。

この後、1968年に刊行された今村武俊・別府哲『学校教育法解説（初等中等教育編）』（第一法規出版刊）は、書名は等しいが内容はテーマ別にいわば学校教育行政の諸問題を解説したもので、高校教育の目的には何らふれていない。

ついで1971年に天城勲編著『教育法規解説』（第一法規出版）が刊行された。逐条解釈の形式ではないが、いちおう、高等学校の目的・目標等も解説されている（129～130ページ）。しかし高校教育が高等普通教育と専門教育とを併せ施すことを目的としているという点に関しては何らふれられていない。

学校教育法第41条は、制定以来今日に至るまで何らの修正もないのであるから、同条に表現された高校教育理念に関する文教当局者の理解は後退の一途を辿ったとみてよいのではなからうか。

なお念のためにつけくわえれば、文教当局者でなく、専門的な研究者による総括的な学校教育法の解説が行なわれたのは、1972年に刊行された『別冊法学セミナー』の「基本法コンメンタル・教育法」（有倉遼吉編）がはじめてではなかったかとおもわれる。このコンメンタルの第41条の当該の部分の解釈は、前掲の内藤解説をほとんどそのまま引き継いだものであった。⁹⁾

III

いうまでもなく、個々の高校の教育課程編成は、学校教育法第41条（や高校教育の「目標」を規定した同42条）から直接に導き出されるものではない。教育課程が教育基本法や学校教育法に準拠しなければならないのは当然であるにしても、直接に教育課程編成や教科書執筆の手がかりとされているのは学習指導要領である。すなわち、現実には、教育課程の基本的な枠組みは学習指導要領に準拠して編成されるので、ここでは、学習指導要領が普通科（普通教育を主とする学科）と専門学科（専門教育を主とする学科）において高等普通教育と専門教育とを併せ課すという課題をどう扱ってきたのかを検討しよう。

もちろん、この場合、高等普通教育とは何か、専門教育とは何かをめぐって議論があるところであるが、

ここではさしあたり、つまり本稿での議論に限って、国語、社会、数学、理科、保健体育、外国語、芸術といういわゆる普通教育に関する教科・科目の教育を高等普通教育とみなし、工業、農業、水産、家庭、等の専門教育を主とする学科で課される専門教育に関する教科・科目の教育を専門教育とみなすこととする。¹⁰⁾

<補注>

高校における「高等普通教育」「専門教育」とは何か、あるいはいかなるものとして構想すべきか、などの問題は、それ自体が本稿とは独立した研究として扱われるべき大きな課題である。ここでは、問題点のわく組みをしめすにとどめる。

1. 「普通教育」の「義務教育」との関係での問題性については、堀尾輝久『現代教育の思想と構造』（1971年）等において論究されてきたところである。高校における普通教育についても、子ども・青年の権利としての教育という観点点が重視されるべきであろう。
2. 「高等普通教育」なるターム自体は戦前からのもので、この用語をめぐる理念と実態は、戦前から甚だ議論の多い問題領域を形成していた。新学制上の高校教育の目的をしめすのに同じタームを用いることの意義については改めて問われるべきであろう。くわえて、新制中学校の目的をしめすタームとして登場した「中等普通教育」との関係で、新しい「高等普通教育」とは何か改めて問われている。
3. 1951年に産業教育振興法が制定され、同法により「産業教育」なるものに定義が与えられた。これに関連して上原専禄は、「職業教育なるものを教育内容についても、教育目的についても特殊な教育作業であると指定することによって、戦後の新しい教育一般における職業教育の地位如何という問題、戦後特に強調されるに至った一般教育とこの職業教育との関連如何という問題、新たな職業教育の内容如何という問題、およそこのような問題を基本的な問題としてあらたに提起するに至った」と指摘した。¹⁰⁾ 産振法の実際上の主たる目的が高校職業教育への助成策であった点からみて、上原が指摘する観点すなわち、高等普通教育と専門教育の理念を相互関連のなかにとらえる観点は重要である。
4. 1955年の高校学習指導要領の改訂にさいして、高校で課す普通教育とは何か改めて問題となった。この点について梅根悟がつぎのよう

に指摘していたことは注目されるべきであろう¹⁾

「現在の高校教育課程は、一応必修課程を一般教養と解し、選択科目を職業教育（および個人的趣味教育）と考えている。しかしここで必修として課されている諸教科が果して前述のような国民的一般教養の名に価するものであるかどうか、はなはだ疑問である。実際には必修教科は大学の、しかも文・理学部に進む者を標準として、大学における高度の専門学術を学習する者のために必要な、諸科学へのサーヴェー・コースあるいはオリエンテーション・コース的性格のものである。アカデミックな専門科学の初歩的概念ふうの知識の若干を、しかもそのあれこれ数科目を選択履修することが果して、国民的一般教養といえるであろうか。

しかも文部省の高校教育課程の改正案はこの線を大幅に強化しようとしている。」

検討課題をこのように整理してみると、専門教育を主とする学科では、高校発足後今日に至るまで、量の軽重や内容に多少の問題はあったにしても、一貫して高等普通教育と専門教育とを併せ課してきたことがわかる。そこで、高等普通教育と専門教育とを併せ課するという理念は、いわゆる普通科で実現するようはかられてきたのかどうか、主要な問題となる。

学習指導要領作成の基本方針を審議する教育課程審議会の議事（録）や学習指導要領の作成過程が公開されていないので、公表された文書限りのことしか指摘できないが、それぞれの時期の学習指導要領の上述の問題の要点を調べてみよう。

①最初の高校学習指導要領は、1947年4月4日付の「新制高等学校の教科課程に関する件」通牒で出された。（この高校学習指導要領は結果的には、1948年度についてだけ実施された。）この高校学習指導要領の作成に着手したのは46年4月といわれ、「高等学校教科課程といっても中女学校と実業学校の別をほうふうさせるもの」であった²⁾すなわちここでは、教科課程が「高等普通教育を主とする学校」と「実業を主とする学校」の学校種別（学科ないし当時の用語でいえば課程の種別でないことに注意）に定められ、かつ前者については「大学進学準備課程」と「職業人の準備課程」とが定められていた。全体を通じて普通教育の教科・科目25単位の絶対必修部分があったが、「大学進学準備課程」では専門教育に関する教科・科目を何ひとつ学ばなくてもよいことになっていた。この学習指導要領が専門教育の教科科目を何ひとつ学ばなくてもよいコース（＝進学コース）を認めていたこと、

換言すれば、学校教育法の理念が無視されていたことについては注意を喚起しておきたい。

②前記の高校学習指導要領の改訂は、1948年4月から8月にかけて、新制高等学校教科課程研究委員会で審議された。同委員会における審議では、「学校教育法には、高等学校は高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とするとあるから、専門教育即ち職業教育を全然学習せしめないのは違法である」「大学へ行くものにも職業的教養が必要である。すべての高等学校生徒に毎学年少なくとも六単位ぐらゐは職業教科を必修とすべきである。社会科での職業についての学習だけでは不充分である」「職業教科の何単位かを、共通必修とすべきである」などの意見がだされたといわれる³⁾

こうした議論を経て同年8月2日に出された答申では、要綱案中のいわゆる絶対必修教科には専門教育に関する教科科目はふくまれていない⁴⁾しかし、答申がしめした普通課程（今日のことばでいえば普通科）の教科課程基準（案）には、「三単位以上の家庭に関する教科又は職業に関する教科を必修させること、但し、特別の事情ある場合はこれを省くことができる」とされた⁵⁾「どの生徒も卒業後は遅かれ早かれ家庭を建設するのであるから、これに必要な基本的知識や態度は、たとい、上級進学者といえども必要なものであり、また職業についての基本的な知識技能は現代生活をするもの全てに必要なものであるから、このような基準を定めたのであるが、設備や教員組織の関係でこれを直に実施し得ない学校もあると思われるので、但し書が附せられた」とされている⁵⁾この但し書によって、理念の実現が大きく妨げられたことは否定できない。

前記委員会の答申にもとづき、1948年10月11日に高校教科課程の改訂が通達され、49年度から実施に移されたが、答申の趣旨は変わることはなかった⁶⁾

なお、この学習指導要領の実施と前後して、通学区制、男女共学制、総合制が実施に移され、そのための大規模な高校統廃合が実施されたことは周知のところである。総合制化は、通学区制のように法律に基礎をもつものではなく、また男女共学制のように一律に強く勧奨されたわけでもなかったことに留意する必要がある⁷⁾

この49年度から実施された一連の措置は、これによって初めて高校が新制高校としての条件を整えたといっても過言ではないような改革であったから、文部省学校教育局は、前記の通達のほかに、『新制高等学校教科課程の解説』（1949年4月）を発行して、改訂の趣旨徹底につとめた。この解説では、「普通教育を

主とする男女共学の学校であれば、表の国語から外国語に至る二十八教科（現在の「科目」にあたる。以下同様。引用者）と、合計十五単位程度の職業教科をおくがよい。普通教育を主とする男子だけの学校であれば、表の国語から外国語に至る二十八教科から家庭に関する教科を除いた二十二教科と、合計十五単位程度の職業教科をおくようにしなければならない。普通教育を主とする女子の学校では、この表の国語から外国語に至る二十八教科と若干の職業教育とをおくようにするがよい」とのべられており（傍点は引用者）¹⁸⁾。要するに全体としては勸奨規定にとどまったことがわかる。「高等普通教育及び専門教育」を併せ施すという理念は、学習指導要領というようなより現実的な施策の場面では、勸奨措置以上にすることはなかったのである。

③1951年7月に『学習指導要領一般編（試案）』が刊行された。これは同名の47年版の改訂版であるが、前回は別にしめされていた高校の教育課程もこれに一括された。この改訂版については、47年版と「基本的な考え方については変っていない」（同書「まえがき」）が、早急に作成された前回のものよりも「理論的な記述が整理され、体系化され」、「学校における教育課程構成の具体的手つづきを詳しく示し」、「学校、教師への手引きとしての性格を具体化したもの」といわれている¹⁹⁾。小・中学校の部分に関してはこのように評価できるかもしれないが、高等学校の部分に関する限りは、教育課程の構成に関する記述が整備されたにとどまり、その理念に関する記述を欠いているという点では49年の『解説』の水準よりむしろ後退しているようにおもわれる。普通科において課す（べき）専門教育に関する教科目の問題に何らふれるところがないのはその顕著な一例である。

④1955年12月に『高等学校学習指導要領・一般編』が刊行され、56年4月から実施に移された。この改訂は、学習指導要領の国家基準化、コース制の導入²⁰⁾これらの基底にある中等教育観の転換などで知られるが、普通科のすべての生徒に専門教育に関する教科目を課すという点では、一步の前進をしめしたようにおもわれる。

最初にこの改訂問題を審議していた教育課程審議会は、まず53年4月9日の第1次中間報告において「1. 高等学校は、大学進学のための準備教育ではなく、人間形成の完成教育であることを確認する。2. 高等学校の普通課程と職業課程における共通必修の教科の種類および内容は、できるだけそろえる。3. 男生徒と女生徒による必修教科の区別は原則として考えない。4.

科目の選択制の精神のよい点は、今後もできるだけ生かす。（5～7省略）」という方針を確認し、ついで議論を重ねた末、53年11月11日に、「高等学校の教育が知的な教養に偏しないように、具体的な仕事(実習)を主体として、勤労を重んじ、生活を科学的に処理していく能力を養うための新教科(家庭科の内容を含む)を必修として課する必要を認める」という「仮決定」をふくむ第2次中間報告を提出した。

この二次にわたる中間報告は結局文部省の採用するところとならず、メンバーの大半が入れ替えられた教課審が提出した三次にわたる答申にもとづいて、コース制導入を軸とした『高等学校学習指導要領』が出されたことは別の機会にのべたとおりである。このメンバー交替による方針転換に伴い、第1次・第2次中間報告は事実上廃棄され、したがって前記「仮決定」にいう新教科創設という斬新な構想も放棄されたが、これに代えて、第1次答申では改訂の方針のひとつに「全日制普通課程における芸術・家庭および職業に対する教育を充実すること」を掲げ、その具体策として、国語、数学、保健体育、社会、理科のいわゆる絶対必修のほか、全日制の普通課程においては、「芸術・家庭および職業に関する教科のうちから6単位」を必修とする方針が出されたのである。文部省はこの第1次答申を配布した54年12月27日付の通達²¹⁾のなかで、「全日制の普通課程において芸術・家庭および職業に関する教科のうちから6単位を履修させることについては、教員や施設・設備の関係で即時実施の困難な学校もあろう。その場合は、さしあたり単位数を減らすなど実情に即する取扱をすることができるとする」という緩和条件をつけることを忘れなかった。この緩和条件をふくめて、答申が学習指導要領にそのまま採用されたが、緩和条件がつけられていたため、実態としては、大部分の高校では芸術教科を男女共通の必修教科とし、そのほかに女子に家庭科を課す学校が増加するにとどまったものとおもわれる。

⑤高等学校学習指導要領は、この後、1960年（63年度から実施）、1970年（73年度から実施）に改訂された。この両度の改訂は、生徒の能力、適性、進路によるコース制を強化したことで知られるが、ここでの問題に関していえば、芸術の必修教科化、女子に対する家庭科の事実上の必修化の二点を引き継いだにとどまった。

学習指導要領改訂のもとになった60年3月31日の教課審答申では、「普通課程においても、生徒の能力、適性、進路に応じて職業に関する科目を履修しやすいように配慮すること」とあり、高等普通教育と専門教

高校教育の目的に関する一考察

育とを併せ課すという理念は、コース制のわくのなかに押し込められてしまったのである。63年に答申された経済審議会の「人的能力政策に関する答申」は、「全日制高校については、産業界の需要の変化と進学者の増加による供給側の条件の変化に即応した改善が必要である。普通課程においては基礎的で平易な一般向きのA類型の教育課程において、職業科目、とくに技術革新時代にふさわしい実践的教科の履修を促進する必要がある」と直截にのべたが、これは文部省の方針でもあったのである。

60年改訂のこの方針は、ほとんどそのまま70年改訂に引き継がれた。

IV

普通科においても高校普通教育と専門教育とを併せ課すという高校教育の理念実現の努力が次第に弱まり、学習指導要領という施策の面では、60年改訂を画期に、55年改訂から公然と導入されていた就職コースにのみ職業に関する科目を課すことになったこと、つまり普通科に職業に関する専門科目を課すことが高校教育の理念としてではなく、むしろ差別の具にされるに至った経過の概略をのべてきた。

現実はどうなっているか。

文部省の調査によれば²¹⁾75年12月現在、公立高校全日制で普通科をおいているのは2,157校で、このうち職業に関する教科・科目を開設している学校は1,419校(65.8%)である。学校として開設している場合も、すべての生徒に必修としているのか、就職コースにだけおかれているのか、選択科目としておかれているのか、などはこの調査ではわからない。(表1を参照)

開設している1教科ごとに1校として数えた延べ開設学校2,265校(重複しているので実数は1,419校)のうち、職業に関する教科目というには疑問もあり、また大部分が女子にだけ課しているとおもわれる家庭科の開設校は1,231校であり、これを除いた開設校は延べ1,034校で、延べ数のまま計算しても47.9%にすぎない。

開設している高校がむしろ予想以上に多いのは、それだけ就職コースをおく学校が多いからだと推測されるがどうであろうか。

いずれにしても、専門教育に関する教科目をまったく開設していない普通科は34%にもものぼっており、これが進学指向の高校であることは間違いないところであろう。

戦後、高等学校普通科における教育課程の実施状況については、これまで数回の調査が実施されている。

その詳細な分析は別の機会にゆづらざるを得ないが、前述した学習指導要領の趣旨からも推測されるように、普通科に専門教育(とくに職業教育)に関する教科・科目を課すという点については、本質的には従来から今日の事態と異なるところはなかったといえてよいであろう。

V

こうした事態のもとで、1973年11月に小・中・高の教育課程の基準の改訂に関して諮問をうけた教育課程審議会(会長=高村象平)が「勤労にかかわる体験的学習」を小・中・高にわたって課すという新たな問題を提起した。この教課審は、学校教育に「ゆとり」をもたせるという趣旨のもとに従来の学習指導要領に定められた内容の大幅な削減、授業時間数の削減、さらに高校進学率が90%を超えるという状況に対応して高校第一学年までは「基礎的な内容を共通に履修させる」ことなど、だいたんな改革を提起したのであったが、ここでは、「勤労にかかわる体験的学習」についてのみのべる。

話題登場の順序を辿ってみると²²⁾教科審が75年10月6日に発表した『教育課程の基準の改善に関する基本方向について(中間まとめ)』が、「高等学校段階においては、勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充すべきであるという意見がある」とのべ、具体的には、「職業教育を主とする学科以外の学科において、勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する必要にかんがみ、その趣旨に即した内容をもつ教科・科目を新たに設けることの適否や選択的に履修できる職業に関する各教科の科目の在り方等について検討する」という問題を提起したことがひとつの重要な契機になったとみられる。(傍点は引用者)('体験的学習'ということば自体は、これより前、職業教育の改善に関する委員会が74年1月に発表した「審議経過報告」のなかで、「実験実習などの体験的学習」として用いられていた。)

この後、職業教育改善委が76年5月に公表した『高等学校における職業教育の改善について』という最終報告は²³⁾「勤労にかかわる体験的学習」をその提言の五つの柱の一つとして大々的にとりあげ、小・中・高全体の問題に拡張することを提唱した。教課審の「中間まとめ」がいくつかの点で重大な改革を提言したことに対して、各界は賛否さまざまな反応をしめしたが、勤労体験学習については、職業教育改善委が最も敏感にかつ積極的に問題を受けとめたわけである。

こうした経過をうけた教課審は、最終答申に先立って76年10月6日に発表した「審議のまとめ」では、「勤労にかかわる体験的な学習については、生産や生活等

表1 公立高等学校普通科（全日制課程）における職業に関する各教科・科目の履修状況

(1) 総括表

（昭和50年12月1日現在）

公立普通科(全日制)高等学校総数	開設学校総数	開設率	職業学科非併設校数	開設非併設校数	開設率	職業学科併設校数	開設併設校数	開設率
2,157 校	1,419 校	65.8 %	1,409 校	860 校	61.0 %	748 校	559 校	74.7 %

(2) 教科別開設学校数

	科目種類数	開設学校数(実数)	学校総数に対する比率	開設学校総数に対する比率	開設科目数(延数)	開設校1校当たり平均開設科目数
農業	27	77 校	3.6 %	5.3 %	209	2.7
工業	14	26	1.2	1.8	44	1.7
商業	32	929	43.1	64.0	2,445	2.6
水産	2	3	0.1	0.2	4	1.3
家庭	13	1,231	57.1	84.8	2,891	2.3
計	88	1,419 (実数)	65.8	—	5,593	3.9

(3) 教科別主な開設科目

教科	農業			工業				商業			水産		家庭		
	農業一般	園芸	農業経営	自動車一般	電気一般	機械一般	測量	簿記会計I	計算実務	商業一般	水産一般	栽培漁業	食物I	被服I	保育
学校数	51	35	20	12	7	5	5	782	564	530	3	1	1092	961	495
教科学校数に比率対	66.2 %	45.5	26.0	46.2	26.9	19.2	19.2	84.2	60.7	57.1	100.0	33.3	88.7	78.1	40.2

（資料出所）職業教育課調べ

『産業教育』第26巻第7号，1976年6月臨時増刊，59～60ページ

にかかわる教育的な配慮をした実際の・体験的な諸活動を通して、仕事の楽しさや完成の喜びなどを体得させるとともに、勤労観や職業観の育成にも資することを主なねらいとして、できる限りすべての生徒にその機会が与えられるよう拡充を図る必要がある」とした。しかし具体的には、「特定の教科を設けてすべての生徒に履修させることは将来の課題として研究することとし、今回の改善においては学校の教育活動全体を通じてこの学習の趣旨を実現するよう、主として各教科以外の教育活動における計画の中での履修によることや職業に関する教科・科目のうちこの学習のねらいにふさわしい科目の選択履修によることが適当である」と「後退(?)」した²⁴⁾

ところが1976年12月18日の最終答申では、前記の「審議のまとめ」のうち「特定の教科を設けてすべての生徒に履修させることは将来の課題として研究すること」という問題提起の部分が削除されてしまった。いっそうの「後退」をしてしまったのである。

この経過のなかで注目される点を、本稿の課題に即して、二、三指摘しておきたい。

第一に、審議会の議事(録)が公表されていないので詳細は不明であるが、知られている限りでは、「勤労にかかわる体験的学習」という教課審の問題提起が高校教育の目的の実現というより基本的な課題を自覚してなされたものなのかどうかはあいまいにされている、という点が注目されねばならないであろう。というのは高校の教育課程の改訂という作業は、ほんらい、高校教育の目的の理念と実態を吟味する絶好の機会であった筈だからである。

第二に、教課審の「中間まとめ」は、「勤労にかかわる体験的学習」を高校の普通科の課題として(ある意味では限定して)提起したのであったが、これを高校のみならず小・中・高校の教育全体の問題に拡張したために、問題の焦点があいまいになってしまったことは否定できない。近年の教育界の実情に照らして、勤労の問題を教育全体の問題として位置づけることは重要な課題のひとつであるにちがいないが、これを小・中・高の全体の課題とすることによって高校の普通科のもつ特別に重要な問題点があいまいにされてはならないようにおもうのである。

第三に、教課審答申が、教科外活動と並べて「職業に関する教科・科目のうちこの学習のねらいにふさわしい科目の選択履修によること」をあげていることに一言しなければならぬ。選択必修ではないたんなる選択履修という方法ならば、これまでも可能であったし現に行なわれているものである。普通科において職

業に関する教科目を選択履修させるという措置にとどめられていることが今日の事態を生み出したという事実は、改めて指摘されねばならないとおもうのである。

VI

こうして、今次改訂で注目すべき問題提起の一つとみられた「勤労にかかわる体験的学習」は、中学校においてはすでに69年改訂で特別活動に新設された「勤労・生産的行事」の拡充、小学校・高校には改めてこの種の活動を教科外の活動として新設するにとどまるものとおもわれる。この点については、今日の政府の与党である自由民主党文教部会が75年12月に発表した『高等学校制度および教育内容に関する改革案(中間まとめ)』が「校地内の清掃、教室の掃除をはじめ、奉仕活動、実習作業等を生徒みづから行わしめることなどにより、汗を流すことや勤労の喜びを味わせること——これらは、青少年教育の主眼であることを銘記して教科の内外においてその指導に当ること」としている事実が想起される。ここでは「教科の内外」とされているが、文脈からみて同党の提言が教科外に傾斜していることは明らかであったというべきであろう。ところで、教課審の「中間まとめ」が「勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する」という課題を、教科の新設をふくむ教科教育の問題として提起していたことは、上記とは少しく異った角度から検討すべき問題をもふくんでいるようにおもわれる。教科の新設という問題に限っていえば、1953年11月の教課審の「仮決定」のほか、1960年3月の教課審答申が「中学校における『技術・家庭』と関連して、高等学校における技術教育の充実についても今後検討されたい」という「付帯意見」を提出していたのであるから、今回はじめて問題が出されたわけではない。とりわけ53年の「仮決定」はもちろん、60年の「付帯意見」も中学校の「技術・家庭」(1958年以前は「職業・家庭」)が必修教科であることから推して、新設教科は必修であることを推測させるものであったことが注目されたのであるが、今次答申がこの点をあいまいにしたことは、結局、選択教科ないし教科外活動へ「後退」させることになったものとおもわれる。

がら、勤労にかかわる体験的学習」ないし同様の趣旨に基いた必修教科を高校に新設すべきだという意見は、必ずしも高校教育目的論との関係で出されたとはいいい難い面があることも注目されねばならない。問題が普通科の「教科」として新設すべきだという形で提起されている理由の一つには、中学校に「技術科」が必修とされているのに、高校とくに普通科には直接

表2 高校長のアンケート

調査項目	「勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する」ことについて、次のどれに賛成ですか。		
	1. 独立教科を設ける	2. 教科外活動で行なう	3. その他
都府県会長	7.1 %	76.2 %	16.7 %
公立普通	14.9	68.1	17.0
私立普通	15.2	60.6	24.2
農業	52.2	15.2	32.6
工業	41.3	26.1	32.6
商業	19.6	36.9	43.5
水産	26.7	33.3	40.0
家庭	24.4	46.3	29.3
看護	25.8	51.6	22.6
定通	38.1	19.0	42.9

『高校教育展望』1976年8月号，116ページ。

これに接続する教科が欠けている点に対する着目があるのである。近年、高校（普通科）にこの種の教科を新設すべきだという意見は、日教組が委嘱した教育制度検討委員会の報告など、²⁵⁾²⁶⁾²⁷⁾あいついでいることが知られているが、この場合の主張は、教科、教科外のどちらでもよいというものではなく、明らかに「教科」として新設すべきことが主張されているのである。

この点では現職の高校長には、教科外活動でという指向の強いことが注目される。すなわち、教課審の「中間まとめ」発表をうけて、全国高等学校長協会が76年3月に行った会員へのアンケート調査によると²⁸⁾「勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する」ことについて、「独立教科を設ける」ことに賛成したものは、公立普通高校長で14.9%、私立普通高校長で15.9%、とくに受験型指向の強い、いわゆる名門校の校長が多いと思われる都道府県高校長会長では僅か7.1%に過ぎないのに対し、「教科外活動で行なう」ことに賛成しているものは公立普通高校長68.1%、私立普通高校長60.6%、会長76.2%にのぼるとされている。このような教科外活動指向の圧力が教課審に強い影響を与えたであろうことは想像にかたくない。

教科とするか、教科外とするかという点についていえば、このさい「勤労にかかわる体験的学習」ということばこそ使わなかったが、1931年に、旧制中学校に公民科とともに「園芸、工作、其ノ他ノ作業ヲ課シ勤労ヲ尚ビ之ヲ愛好スルノ習慣ヲ養ヒ且日常生活上有用ナル知能ヲ与フルコト」を目的として「作業科」が必修科として新設されたことを想起することは必要であ

ろう。この作業科は、1943年の中等学校令によって廃され、作業科の内容のうち「工作」は芸能科工作に、「園芸」はかなりの部分が理科生物にふくめられ、そして集団勤労作業はいわば教科外活動である「修練」に組み込まれたのであった。²⁹⁾「勤労にかかわる体験的学習」を教科教育としてではなく、教科外活動として位置づけるのであれば、69年の学習指導要領の改訂で、中学校の特別活動のなかに設けられた「勤労・生産的行事」が何らの実績をあげていないことにみられるように、ごく例外的な場合を別とすれば、全く実効をあげ得ないか、さもなくば「作業科」より後退した「修練」がたどった精神主義へ転落するであろうことは想像するにかたくないようにおもわれるのである。

すべての高校（とくに普通科）に高等普通教育と専門教育を併せ課すことを実際化するためには、教員組織・施設設備等の条件を整えなければならないことはいうまでもないが³⁰⁾今日の状況は、条件整備問題もさることながら、その理念を欠きあるいは深められていないところにいっそう重要な問題があるようにおもわれるのである。

（注）

- 1) 学校教育法第41条自体の問題については、拙著『高校教育論』の第三章「高校教育の目的について」を参照。
- 2) 戦後日本の新しい中等教育観に関する問題のうち、およそ1950年代初期までのそれについては、拙著『高

- 『高校生活指導』第17号, 1973年9月, および『高校教育論』の「第4章総合制の原則をめぐって」を参照。
- 18) 文部省学校教育局『新制高等学校教科課程の解説』1949年, 66～67ページ, 同じページの別の箇所では, 「職業関係の教科を殆どまたは全くおかないで普通教育に関する教科に重点をおく学校もあろう」とか「あるいは, 相当数の普通教育に関する教科のほか, 一つ以上の職業に関する教科を併せおく学校もあろう」とされている。
- 19) 肥田野進・稲垣忠彦『教育課程・総論 — 戦後日本の教育改革6』1971年, 東京大学出版会, 251ページ。
- 20) 同上書, 306～313ページ, 木下春雄「『多様化』の本質と高校教育課程改訂」国民教育研究所編『高校教育多様化と入試制の問題』1968年, 労働旬報社, 17～18ページ, 五十嵐顕・伊ヶ崎暁生編著『戦後教育の歴史』1970年, 青木書店, 197～198ページ, 高校全員入学問題全国協議会編集, 小川利夫・伊ヶ崎暁生著『戦後民主主義教育の思想と運動』1971年, 青木書店, 53～54ページなど。
- 21) 文部省初中局職業教育課調べ「公立高等学校普通科(全日課程)における職業に関する各教科・科目の履修状況」『産業教育』第26巻第7号, 1976年6月臨時増刊, 59～60ページ。
- 22) 拙稿「『道徳』と結びついた『勤労』体験の登場」『教育』1977年8月増刊号, 104～108ページ。
- 23) 職業教育の改善に関する委員会の「中間まとめ」や最終報告等については, 『産業教育』1976年6月臨時増刊号を参照。
- 24) 原正敏「勤労にかかわる体験的学習の問題点」『技術教育研究』第11号, 1977年1月, 72～83ページ。
- 25) 教育制度検討委員会・梅根悟編『日本の教育改革を求めて』1974年, 勁草書房, 136～148ページ。
- 26) 中央教育課程検討委員会報告『教育課程改革試案』1976年, 一ツ橋書房, 147～151ページ。
- 27) 細谷俊夫「教育課程の改善に望む — 教育課程審議会の中間まとめを読んで」『学校経営』第20巻第13号, 1975年12月号。なお, 細谷俊夫「『産業教育90年』に寄せて」『産業教育』第24巻第11号, 1974年11月, 6ページも参照。
- 28) 全国高等学校長協会「教育課程に関する調査」『高校教育展望』1976年8月号, 114～118ページ。
- 29) 原, 前掲誌, 77ページ。
- 30) 拙稿「高校普通科で職業教育を課す場合の問題点」『技術と教育』第111号, 1977年5月。
- 高校教育論』(1976年, 大月書店刊)でもふれた。高校教育課程における中等教育観の最初の転換の面期は1953～55年頃にあったようにおもわれる。この点については, 拙稿「高校教育課程の性格の問題」『教育』1977年3月号・4月号, および拙稿「高校普通科の教育課程における中等教育観に関する覚書」『名古屋大学教育学部紀要 — 教育学科』第23巻, 1976年, を参照。この転換を土台として, 1960年代にはいわゆる「能力主義」のくわわった転換が行なわれたようにおもわれる。
- 3) 清水義弘『現代教育の課題 — 高校改革と大学改革』1977年, 東京大学出版会, 58～59ページ。
- 4) 勝田守一「高等学校の現代的性格」『勝田守一著作集』第5巻, 1972年, 221ページ。
- 5) 1954年に刊行された天城勲『学校教育法逐条解説』は, 「本法の解説書としては, 制定直後公にされた, 内藤誉三郎著『学校教育法解説』が唯一のものである」としている(159ページ)。なお1947年10月に藤原喜代蔵『学校教育法要義』(自由書院)が刊行されているが, 藤原は教育ジャーナリストである。
- 6) 内藤誉三郎『学校教育法解説』1947年, ひかり出版社, 79ページ
- 7) 天城勲『学校教育法逐条解説』1954年, 学陽書房, 159ページ。
- 8) 有倉遼吉・天城勲『教育関係法Ⅰ』1958年, 日本評論新社, 164ページ。
- 9) 有倉遼吉編『別冊法学セミナー・基本法コンメンタール・教育法』1972年11月, 152ページ, 41条の担当は神田修。
- 10) 上原専祿「職業教育の基本問題」『産業教育』1951年9月号。
- 11) 梅根悟「一般教養のカリキュラムを中心とする一提案」『教育学研究』第23巻第1号, 1956年3月, 47～48ページ。(ただし執筆は, 1955年の日本教育学会第14回大会当時であろうとおもわれる。)
- 12) 角田一郎『高等学校教科課程の理論と実際』1948年, 興文社, 128ページ。
- 13) 同上書 131, 134～135ページ。
- 14) 同上書 138～140ページ。
- 15) 同上書 153ページ。
- 16) この改正については, 木下春雄「戦後高校教育総括の視点 — 戦後改革をめぐる高等学校の理念と現実」国民教育研究所社会と教育委員会編『戦後日本国民の自己形成』1967年, を参照
- 17) この点については, 拙稿「総合制高校をめざして」